

尾張旭市分別収集計画

(令和5年度～令和9年度)

令和4年6月

令和4年9月変更

尾 張 旭 市

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

尾張旭市におけるごみ量は、人口の増加、都市化の進展に伴って増加の傾向にあったが、ごみ減量やリサイクル意識の高まりの中で、平成16年度をピークに近年は減少傾向となっている。

3市で組織する組合で運営管理する最終処分場については、旧施設の埋立処分が終了したことから、多大な費用と労力をかけて、平成14年3月に新たな最終処分場を設置し現在にいたっているが、最終処分場の埋立容積には限りがあることから、同じく組合管理の焼却施設を含めて長期使用を図るためにも更なる減量に取り組まなければならない。

本計画はこのような状況のなか、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）。」第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進して限りある資源を有効利用することや、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ◆ 市民、事業者及び行政の責務を明確にし、一体となって、ごみの減量化や再資源化を推進する。
- ◆ 収集体制の整備充実と同時にごみ分別の徹底を図り、ごみの減量化等、市民意識の向上に努める。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間（令和5年度～令和9年度）とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	4,171	4,275	4,397	4,536	4,694

〔内訳〕

（単位：t）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
スチール缶	93	94	95	96	97
アルミ缶	117	116	115	113	112
ガラスびん(無色)	191	184	177	170	164
ガラスびん(茶色)	170	164	157	151	145
ガラスびん(その他)	64	61	59	57	55
飲料用紙容器	144	143	143	142	141
段ボール	787	752	718	686	655
その他の紙製容器包装	257	237	219	202	186
ペットボトル	281	296	311	326	343
その他のプラスチック製容器包装	2,067	2,229	2,404	2,592	2,796

※表示単位未満を四捨五入しているため、計算結果と一致しない場合あり

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のために、以下の方策を実施する。なお、方策の実施にあたっては市民、事業者、再生業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら、各事業を進める。

(1) 簡易包装の推進

- ア 過剰包装の自粛について意識の向上に努める。
- イ 買い物袋持参及びレジ袋いらない運動を進める。

(2) リサイクルの啓発活動

市民のリサイクルに関する知識について積極的な普及啓発を行う。また、児童たちに、リサイクルに関心を持ってもらうために啓発を行う。

ア 市広報、パンフレット、ホームページ等によりリサイクルに関する知識等の普及啓発

イ ごみ処理施設等の見学の実施

ごみ処理の実態について、広く市民に知ってもらうため、ごみ処理施設等の見学を実施する。

ウ ごみに関する出前講座をPRするとともに、講座を通じて啓発を図る。

エ リサイクル関連イベントの開催

オ リサイクル教育の充実

(ア) 学校教育において参考教材として活用してもらうための学習冊子やビデオの作成を行い、授業等での活用を図る。

(イ) 未就学児を対象に、ごみに関する教室を実施する。

カ ごみの受入れ、リサイクルの実践、ごみ分別などの環境学習の場としてリサイクルひろばを運営する。

【排出抑制のためのそれぞれの責務】

(1) 市民の責務

ア 商品等購入時

- ・計画的に商品を購入し、生活の無駄を省く。
- ・簡素な包装の商品購入に努める。
- ・リサイクル可能な商品の購入に努める。
- ・リサイクル商品、エコ製品（地球にやさしい商品）の購入に努める。
- ・買い物袋持参による買い物に努め、販売店にビニール袋、包装を求めない。
- ・詰め替えのできる製品の購入に努める。
- ・商品の買い換えに際しては、不用品を業者に引き取ってもらう。

イ 商品等使用時

- ・リサイクルを常に意識するとともに、無駄使いをしない。

ウ ごみ排出時

- ・リサイクル可能なものは、家庭内で分別・備蓄し、地域の集団回収や市の資源回収に出すように努める。
- ・市のごみ減量施策に積極的に協力するとともに、マナーを守った排出に努める。
- ・まだ使用できるものは、必要とする人に譲るなどのリユースに努める。

(2) 事業者、再生業者の責務

事業者は、ごみ減量、リサイクルを念頭においた事業所内における事務用品、生産資材の分別徹底、再利用への取り組みを行うとともに、以下のことを推進する。

ア 生産時

- ・再生利用しやすい商品の開発に努める。
- ・使い捨て商品の生産、商品化を自粛・抑制する。
- ・生産する製品が、廃棄物になった場合の自己評価を行い、その適正処理が困難とならないよう努める。
- ・長期間使用できる製品の開発に努める。
- ・梱包資材の省資源化・再生利用に努める。
- ・販売品に材質の表示をし、リサイクルのための情報を明示する。

イ 販売時

- ・過剰包装を自粛する。
- ・買い替え時には、廃製品を極力引き取るように努める。
- ・使用済み製品の回収ルート確保に努める。
- ・ごみ減量・リサイクルに関する自らの取り組みを、消費者にPRする。
- ・リサイクル製品の回収に努める。

ウ 排出時

- ・地域、事業者間におけるリサイクルのネットワークづくりに努める。
- ・事業所ぐるみで再資源化の体制づくりを進める。
- ・市の排出指導等の行政施策に協力する。

(3) 行政の責務

ア 行政機関自身の事業所としての役割

市役所等の行政機関は、当然に、それ自身が1個の事業所であることから、不必要な資材の購入を極力控えるとともに、廃資材の分別徹底、リサイクルの推進に努める。

イ 市民への啓発

- ・広報活動に努め、市民のごみ減量、再資源化についての意識高揚を図る。
- ・ごみ減量への社会的な意味づけは、次代を担う青少年にとって重要なことから、学校教育等における環境教育の充実を図る。
- ・各地域において、大きな効果を上げている自主的な集団回収の促進を図るため、助成制度の充実、情報提供等に努める。
- ・リサイクル推進団体の育成に努める。
- ・市民が身近でリサイクル可能なシステムの構築を行う。
- ・リサイクル推進のための諸施設の整備に努める。
- ・その他、ごみ減量・リサイクルのための施策を推進する。

ウ 事業者への指導

- ・ごみ減量、リサイクルへの啓発活動の充実を図る。
- ・使い捨て商品の開発の自粛、過剰包装を行わないよう指導に努める。
- ・リサイクルのネットワークづくりの指導、援助を行う。
- ・事業系一般廃棄物の自己処理の指導徹底を図り、事業者間の不公平の解消に努める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本市で分別収集するために必要な機材や作業員等の確保、選別するための処理施設の整備状況等を勘案して定めた収集に係る分別の区分を下表に示す。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
スチール製容器	缶 類	←	←	←	←	←
アルミ製容器						
無色のガラス製容器	びん 類	←	←	←	←	←
茶色のガラス製容器						
その他のガラス製容器						
飲料用紙製容器	紙パック	←	←	←	←	←
段ボール	古 紙	←	←	←	←	←
その他の紙製容器包装						
ペットボトル	ペットボトル	←	←	←	←	←
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	←	←	←	←	←
白色トレイ	白色トレイ	←	←	←	←	←

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

(単位:t)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
主としてスチール製の容器	82	82	83	84	84
主としてアルミ製の容器	107	108	108	108	108
無色のガラス製容器	195 (195)	191 (191)	187 (187)	183 (183)	179 (179)
茶色のガラス製容器	173 (173)	170 (170)	166 (166)	162 (162)	159 (159)
その他のガラス製容器	65 ()	64 ()	62 ()	61 ()	60 ()
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	18	18	18	18	18
主として段ボール製の容器	664	643	623	604	585
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	48 (48)	46 (46)	44 (44)	43 (43)	41 (41)
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	207 (207)	218 (218)	229 (229)	240 (240)	252 (252)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	709 ()	728 ()	746 ()	766 ()	785 ()
(うち白色トレイ)	57 ()	58 ()	60 ()	61 ()	63 ()

注：括弧内の量は、指定法人による引き取りではなく、市が独自処理する予定量

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

$$\left(\begin{array}{c} \text{特定分別基準適合物等の} \\ \text{量の見込み} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{直近年度の} \\ \text{特定分別基準適合物等の} \\ \text{収集実績} \end{array} \right) \times \text{人口変動率}$$

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本市から排出される容器包装廃棄物に関し、分別収集を実施するもの（主体）は以下のとおりである。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶 類	<ul style="list-style-type: none"> 市による定期回収 市民団体による集団回収 リサイクルひろばでの拠点回収 	民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん 類	<ul style="list-style-type: none"> 市による定期回収 市民団体による集団回収 リサイクルひろばでの拠点回収 	中間処理業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	<ul style="list-style-type: none"> 市が委託した業者による拠点回収 市民団体による集団回収 リサイクルひろばでの拠点回収 	民間業者
	段ボール	古 紙		
	その他の紙製容器包装			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> 市による公共施設拠点回収 リサイクルひろば、スーパー回収 市が委託した業者による定期回収 リサイクルひろばでの拠点回収 	中間処理業者
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		
	(白色発泡スチロール製食品トレイ)	白色トレイ		<ul style="list-style-type: none"> 店頭回収 リサイクルひろばでの拠点回収

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設の整備概要は、以下に示すとおりである。

分別収集の用に供する施設計画

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車両	中間処理
スチール製容器 アルミ製容器	缶 類	プラスチックコンテナ(かご)	パッカー車	民間業者
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん 類	プラスチックコンテナ(かご)	トラック車	中間処理業者
飲料用紙製容器	紙パック	専用回収容器	パッカー車	民間業者
段ボール その他紙製容器包装	古 紙	—————	パッカー車 トラック車	民間業者
ペットボトル	ペットボトル	専用回収容器	パッカー車 トラック車	中間処理業者
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	透明合成樹脂袋	パッカー車	中間処理業者
白色トレイ	白色トレイ			

分別収集に必要な施設計画（その1）

施設の種別	対象とする容器 包装廃棄物等の 種類、量等	施設等の仕様（形状、形式、 能力、数量等）及び整備計画	管理 主体	参考欄 (現有施設状況)	
【排出段階】					
1 排出容器					
1.1プラスチックコンテナ (かご)	a. 缶類	(仕様) 材質：ポリプロピレン 容量：79ℓ (758×508×265mm) 数量：2,000個 (整備計画) 現状どおり	市	平成6年10月より分別 収集済	
	b. びん類	(仕様) 材質：ポリプロピレン 容量：44ℓ (563×392×282mm) 数量：2,000個 (整備計画) 現状どおり	市	平成6年10月より分別 収集済	
	1.2専用回収 容器	c. 紙パック	(仕様) 材質：ボンデ鋼板 容量：90ℓ (1050×460×460mm) 数量：20個 (整備計画) 現状どおり	市	平成9年 4月より分別 収集済
		d. ペットボトル	(仕様) 材質：ナイロン 容量：300ℓ (600×500×1000mm) 数量：200枚 (整備計画) 現状どおり	市	平成9年 4月より分別 収集済
1.3透明合成 樹脂袋	e. その他プラスチック製 容器包装 ※白色トレイ含む	(仕様) 材質：低密度ポリエチレン 容量：45ℓ (840×680×0.03mm) ：30ℓ (780×550×0.025mm) (整備計画) 現状どおり	市	平成13年度より分別 収集済	
2 集積場所	a、b、e c、d 上記のもの全て	従来集積場所(土、日のみ拠点) 拠点（公共施設等） リサイクルひろば			

分別収集に必要な施設計画（その2）

対象とする容器 包装廃棄物等 の種類、量等	施設の種類 【運搬段階】 専用車両	施設等の仕様（形状、 形式、能力、数量等）及 び整備計画	管理主体	参考欄 (現有施設状況)
缶類	2 tパッカー車	最大積載量：2,000kg ボディ容量：8 m ³ 数量：1台	事業者	
びん類	3 tトラック車	最大積載量：3 t 数量：2台	事業者	
ダンボール	パッカー車	最大積載量：1,350kg 数量：1台	事業者	
その他の紙製 容器包装	3 tトラック車	最大積載量：3 t 数量：1台 最大積載量：3,700kg 数量：1台	事業者	
紙パック	2 t ダンプ車	最大積載量：2,000kg 数量：1台	市	必要に応じて収集車両 の整備
ペットボトル	2 t パッカー車	最大積載量：2,000kg ボディ容量：5 m ³ 数量：3台	市	必要に応じて収集車両 の整備 (可燃兼用)
	4 t パッカー車	最大積載量：2,350kg ボディ容量：7 m ³ 数量：3台		
その他のプラス チック製容器包 装	4 t パッカー車	最大積載量：2,150kg ボディ容量：7 m ³ 数量：1台 最大積載量：2,450kg ボディ容量：7 m ³ 数量：1台 最大積載量：2,750kg ボディ容量：7 m ³ 数量：1台	事業者	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7号)

(1) 分別回収の徹底

広報、分別収集の必要性及び排出の方法を掲載したチラシの配布及びごみ出しの方法を掲載したホームページ並びに携帯用アプリを利用するなどして市民に周知を図るとともに、周知協力方法の検討を引き続き行う。

(2) ごみ収集・運搬施設（環境事業センター）等の整備

分別収集・運搬を効率的に行うため、必要に応じ環境事業センターの施設整備に務めるとともに、ごみ処理を同じくする尾張東部衛生組合の構成市である瀬戸市、長久手市との広域リサイクルシステムなどについても調査、研究を行う。

(3) 資源回収活動の奨励

ア 廃品回収奨励金（補助金）制度の適宜見直しを行う。

イ ストックヤード整備の検討を行う。

ウ 回収用具の整備と貸出しを行う。

エ 資源回収団体相互のネットワーク化と回収活動情報の提供を行う。